‘Rev. Apr 2023

第三者機関から提供された情報を

学校/事務局/理事会/保護者会から

保護者へ配信する際のガイドライン

1. 背景

本校では学校からの連絡事項や安全管理・セキュリティ対策などの情報を、学校(事務局)から保護者へSlackで通知している。
これらに加え、第三者機関(サンフランシスコ日本国総領事館、北加日本商工会議所*以下JCCNCなど)から教育関連情報や、日本の伝統文化に関するイベントなどの情報提供ならびにその配信依頼があった場合、保護者のメリットや教育的価値などを考慮し、Slack(学校から、または保護者会から)案内文の通知を行ってきた。
しかしながら、近年各種団体・機関からの情報提供や配信依頼が増える傾向にあり以下に挙げるような問題が顕在化しつつある。

2. 課題

1) 事務局の作業量は年々増える傾向にあり、できるだけ情報配信にかかる工数を抑えたい。
2) Slackによる過度の情報配信に対して快く思わない保護者への配慮が必要である。
3) 一方で、幼児・児童・生徒や保護者に有益な情報はできるだけタイムリーに共有したい。
4) 上記 1)2)3)のバランスを考慮しつつ、一貫性のある対応を行う必要がある。

上記 1. 背景 2. 課題から、「第三者機関から提供された情報に関する保護者向け配信取り扱いに関するガイドライン」を以下のように定める。

3. 基本方針

1) <u>学校内での紙による配付は、原則行わない。</u>
2) Slackによる通知は個別に行うのではなく、定期配信(例: 保護者会が行っているSlack定期配信など)に含めてもらうなど、<u>Slackの頻度を必要最小限となるよう配慮する。</u>
3) 一方、本校ウェブサイトをベイエリアにおける日系コミュニティの情報発信源の一つとしても位置づけ、<u>本校の創立理念に添い、且つ有益な情報はできるだけウェブ掲載することで本校保護者のみならず日系コミュニティの活性化に貢献する。</u>

4. 保護者向けに情報提供するか否かの判断基準

1) 以下のカテゴリーA. B. に該当するものは、情報提供”可”とする。

カテゴリー**A.** 可(以下の4条件をすべて満たすもの)	サンプル
● 非営利目的であること ● 公共性の高い情報であること(在籍する多くの保護者、幼児・児童・生徒に対し有益であること) ● 本校の創立主旨、理念に沿った情報であること ● 教育的観点からみて、子供たちや保護者にとって有益な情報であること	<u>日本の伝統文化の継承、発展に寄与するもの</u> ➢ バークレーでの凧揚げ大会の案内 ➢ 子供向け落語会の案内(参加無料) ➢ 箱根ガーデン日本祭り(参加無料)の案内 ➢ SF Japan Town 桜まつり(参加無料)の案内 <u>教育関連情報</u> ➢ 帰国生のための海外学校説明会 ➢ AP Japaneseに関する情報 ➢ 英検のお知らせ ➢ 公共図書館の日本語書籍の案内

カテゴリー**B.** 可 (以下の何れかの条件に該当するもの)	サンプル
● 本校のファンドレイジングに寄与するもの ● 法人会員、本校が支援を受けている団体からの依頼であって、その団体/企業の直接的な利益につながらないもの ● 行事の主催、後援、協賛などとして「在外公館」が名を連ねるもの	➢ A's チケット配布の案内(ファンドレイジング) ➢ 日本帰国便割引の案内(ファンドレイジング) ➢ JCCNCから依頼された総領事送別会の案内 ➢ 折り紙プロジェクトの案内(JALより依頼)

2) 以下のカテゴリーC. に該当するものは、情報提供”不可”とする。

カテゴリー**C.** 不可(以下の条件に一つでも該当するもの)	サンプル
● 上記 A., B. に反するもの ● 公序良俗に反するもの ● 宗教活動に関するもの[i]	➢ 特定の家族が集まったバザー、ヤードセール開催の案内 ➢ 企業、食料品店、レストラン、旅行代理店などからの割引情報 ➢ 特定の企業からの保護者向けアンケート依頼

	➢ 「会員勧誘」のための無料セミナー、無料講習会の案内 ➢ 習い事・教室の案内 ➢ 「xx 県人会」「xx 大学同窓会」の案内

5. 情報の配信、掲載に関する対応プロセス並びに責任者

1) 事務局または保護者会は、第三者機関から保護者向け情報配信の依頼を受けた後、本ガイドラインに沿って情報提供の可否ならびに手段を判断する。
2) 本ガイドラインに沿って判断しきれない場合は、それぞれの共有方法に応じて責任者へ対応方法を確認する。
3) 責任者は本ガイドラインの改定が必要と判断する場合は、その旨を理事会へ報告する。

配信・掲載手段	学校内での紙による配付	事務局からのSlack または補習校HP掲載	保護者会からのSlack または保護者会サイト掲載
情報の受付 並びに判断者	事務局	事務局	保護者会[ii]
責任者[iii]	学校長	理事長	SF, SJそれぞれの 保護者会会長
補足	原則、紙による配布は 今後行わない方向		学校または理事会からの依頼ではなく、保護者会独自の判断で配信/掲載する場合は、その旨を明記すること。

6. ガイドラインの改定について

1) 本ガイドラインは、理事会の承認をもって改定することとする。

---

i 「宗教活動」とは、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、又は信者を教化育成することを指す。
　逆に「宗教団体」が主催であっ ても、「宗教活動」を行わないことが確認でき、且つカテゴリーA または B　の条件を満たす場合は、保護者向け情報配信を認めることができる。

ii 学校や子どもたちに影響を及ぼすような内容については、事前に学校に相談のうえ判断する。

iii 不在の場合は、その代理が行うこととする。